

2003年9月の情報です。

←戻る

神奈川県は、県内の公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条により測定計画を作成し、この計画に基づいて国土交通省、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市及び厚木市と共同して、水質の測定を実施している。平成14年度の測定結果は次のとおりである。

I 測定の概要

1 測定地点数等

測定地点数及び実施期間(測定頻度)																					
公共用水域144地点	平成14年4月～平成15年3月(毎月1回)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>環境基準点</th> <th>補助地点</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川(31水域)</td> <td>34</td> <td>50</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>湖沼(4水域)</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>海域(13水域)</td> <td>29</td> <td>14</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>計(48水域)</td> <td>70</td> <td>74</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table>		環境基準点	補助地点	合計	河川(31水域)	34	50	84	湖沼(4水域)	7	10	17	海域(13水域)	29	14	43	計(48水域)	70	74	144
		環境基準点	補助地点	合計																	
	河川(31水域)	34	50	84																	
	湖沼(4水域)	7	10	17																	
海域(13水域)	29	14	43																		
計(48水域)	70	74	144																		
地下水519地点	平成14年10月～平成14年12月(年1回)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査の種類</th> <th>調査地点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メッシュ調査(※1)</td> <td>324</td> </tr> <tr> <td>定点調査(※2)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>定期モニタリング調査(※3)</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>519</td> </tr> </tbody> </table>	調査の種類	調査地点数	メッシュ調査(※1)	324	定点調査(※2)	100	定期モニタリング調査(※3)	95	計	519										
	調査の種類	調査地点数																			
	メッシュ調査(※1)	324																			
	定点調査(※2)	100																			
定期モニタリング調査(※3)	95																				
計	519																				
※1 メッシュ調査 県内全域を1kmメッシュに区切り、各メッシュ内ごとに1つの井戸を選定し、その井戸の水質について調査する。 4年間で、井戸の存在する県内のメッシュについて調査するように、年次計画に基づいて実施している。 平成14年度においては、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、平塚市、大和市、厚木市、茅ヶ崎市、海老名市、座間市及び寒川町の12市1町をメッシュ内に存在する324カ所の井戸の水質について調査した。																					
※2 定点調査 地域における代表的な地点において長期的な観点から水質の経年的変化の把握を目的に調査する。 平成14年度においては18市17町1村の100カ所の井戸について経年的変化を調査した。																					
※3 定期モニタリング調査 前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点において継続的な監視のため、定期的に調査する。 平成14年度においては、13市3町の95カ所の井戸を調査した。																					

2 測定項目

公共用水域	環境基準項目		特殊項目	その他項目	観測項目	計
	健康項目	生活環境項目				
	26	9	8	8	13	64

(注)健康項目……カドミウム、全シアン等人の健康の保護に関する項目
 生活環境項目…BOD、COD等生活環境の保全に関する項目
 特殊項目……フェノール類、銅等法・条例の規制項目
 その他項目……アンモニア性窒素、磷酸態磷等
 観測項目……水温、流量等

地下水	環境基準項目	その他項目	一般項目	計
	26	1	5	32

(注)環境基準項目……カドミウム、全シアン等人の健康の保護に関する項目
 その他項目…フェノール類
 一般項目……電気伝導率、pH、水温等

3 評価方法

(1) 公共用水域

ア 健康項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他25項目の健康項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ 生活環境項目(BOD又はCOD)の評価

(ア) 類型指定水域における評価

- ・ 水域類型が指定されている環境基準点において、類型の環境基準値を満たしている日間平均値のデータ数の占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、環境基準を達成していると評価する。
 (75%水質値: 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ (n は日間平均値のデータ数)番目のデータ値)
- ・ 一つの水域において複数の環境基準点を有する場合は、すべての環境基準点において環境基準が達成されている場合に、環境基準を達成していると評価する。
- ・ 県際水域(隣接都県にまたがる水域)については、県内の環境基準点で評価する。

(イ) 測定地点(環境基準点、補助地点)における評価

類型の環境基準値を満たしている日間平均値のデータ数に占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、環境基準に適合していると評価する。

(ウ) 経年変化による評価

経年変化については、年間平均値により評価する。

* 昭和52年7月1日付環水管第52号環境庁水質保全局水質管理課長回答等による。

ウ 生活環境項目(東京湾の全窒素及び全燐)の評価

- ・ 水域類型が指定されている環境基準点における上層の年間平均値が基準値を満たしている場合に、環境基準を達成していると評価する。
- ・ 一つの水域において複数の環境基準点を有する場合は、各基準点の上層の年間平均値を当該水域内のすべての基準点について平均した値が基準値を満たしている場合に、環境基準を達成していると評価する。
- ・ 県際水域については、東京都及び千葉県が測定している環境基準点を含めて評価する。
 * 平成7年2月28日付環水管第33号、環境庁水質保全局水質管理課長通知等による。

(2) 地下水

ア 環境基準項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他25項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ その他項目及び一般項目の評価

測定地点における測定値が評価基準値以下の場合に評価基準を達成していると評価する。

* フェノール類及びpHの評価基準は、水道法第4条に基づく水質基準による。

[<戻る](#)